



新津商工会議所

NO.214-1 2004年 2月 23日

CCI EXPRESS

NIITSU CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY

TEL 22-0121 FAX 25-2332
Email : n-cci @ fsinet.or.jp
URL : http://www.niitsu.or.jp/

新津商工会議所

新規会員募集



商工活動の、活力ある地域づくりの
ためは、皆様の参加が必要であり、組
織拡大のため、新規会員を募集です。
会員の組織による民間団体として、多
くの声を集約し、意見活動を行ったり、各
の談を行ったり、会員企業のパートナ
ーとして立ちたいと思っております。
お知り合いの方においでいただき、ご
加入を勧めたいと思っております。
ご加入を勧めたいと思っております。

政府系金融機関の 貸付金利変更！

平成16年2月23日現在

政府系基準金利・・・1.6%
小企業等経営改善資金・・・1.3%
教育貸付・・・1.65%

「国の教育貸付」

申込み受付中！

利用できる方 ※ 合格発表前でも申込み可
高校・大学等に入学、在学中の保護者で、
年収が990万円以内の方
(事業所得者については770万円以下の方)
ご融資額 学生・生徒1人につき、
200万円以内
ご返済期間 10年以内
ご利率 年1.65% (固定)
ご用途 入学時・在学中に必要な費用
《お問い合わせ先》
国民生活金融公庫新潟支店 (TEL025-228-2151)
または当所 (TEL22-0121)へ

税制面で大きなメリットがあります！

小規模企業共済制度

＜事業主の退職金制度＞

小規模企業の事業主の方を対象とした国の
退職金制度です。月々掛金を納付すること
によって、事業をやめたり、役員を退職等、第
一線を退いた時に共済金が支払われます。

＜制度の特色＞

- 安全・確実
毎月の掛金は千円～7万円以内(500円刻
み)で選択できます。
- 共済は全額所得控除
掛金は、全額が所得から控除され、節税
にもなります。
- 共済金の支払い
共済金は、税法上一時払共済金について
は退職所得扱い、分割共済金については
公的年金等の雑所得扱いとなります。
- 貸付制度
掛金の範囲内で事業資金の貸付を受ける
ことができます。(記：後藤)

確定申告はお早めに！

青色申告個別相談会開催

月 日	時 間	会 場
所得税		
3月4日(木)	(午前/午後)	新津商工会議所 3Fホール
3月5日(金)	9:00	
3月8日(月)	～12:00	
3月9日(火)	13:00	
3月10日(水)	～16:00	
消費税		
3月23日(火)		
3月24日(水)		



今年も、自分で。
25歳長谷川京子

*お気軽にご利用ください。なお、
若干の手数料をいただきますのでご
了承ください。(記：平野)



労働保険・社会保険

なんでも個別相談会

- 日 時 4月8日(木)～4月9日(金)
9:00～16:00
- 場 所 新津商工会議所 3階ホール
相談員 専門相談員等
- 主な相談受付項目
①労働保険年度更新申告手続き等
②雇用保険、労災保険に関する事
③年金、健康保険に関する事
④労働基準法に関する事
⑤雇入、解雇、退職、賃金等に関する事
⑥その他(労働、社会保険問題全般)(記：湯浅)

講演会のご案内

- ・日 時 平成16年3月24日(水)
16:10～17:10
- ・場 所 一楽ホール(新津市本町2-7-10)
TEL 22-3155
- ・テ ー マ 「新潟県経済の現状と課題」
- ・講 師 日本銀行新潟支店
支店長 田中 洋樹 氏
- ・定 員 100名(定員になり次第締め切り)
- ・聴講料 無 料
※当日は、臨時議員総会が15:15から開催され、
その後から講演会になります。
- ・申込み 新津商工会議所事務局 (記：鈴木)



3月パソコン講座

開催スケジュール(定員12名)

- ・初歩の初歩コース (初めての方向け)
3月23日(火)～25日(木) 14:00～
- ・表計算(EXCEL)コース (初級者向け)
3月23日(火)～25日(木) 18:00～

※各コース共に受講料とテキスト代が掛かります。



新津商工会議所

NO.214-2 2004年 2月 23日

CCI EXPRESS

NIITSU CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY

TEL 22-0121 FAX 25-2332
Email : n-cci @ fsinet.or.jp
URL : http://www.niitsu.or.jp/

"ぽっぽ" お役に立ちます!! ...委託品、展示品受付中...

空き店舗対策事業として平成12年度より開設した多目的店舗開設事業(まちの駅"ぽっぽ")は皆様のご支援ご協力により本年度で4年目に入りました。店舗では、お店の宣伝や事業所のPRなど委託品や展示品を随時受け付けております。"ぽっぽ"をより一層ご活用頂き、事業拡大にお役立て下さるようお願い申し上げます。(記:遠山)



掛金が安く、事故処理を安心して 委せられる自動車共済

特色

- ★自動車共済は全国組織で、事故処理サービスが行届いています。
- ★他社の無事故割引(等級)は継続して適用します。
- ★補償は、損害保険と同一です。
- ★掛金は、他社に比べ12%~35%割安です。
- ★7等級以上の契約を無事故で継続の場合は掛金の3%割戻しが受けられます。



見積提案サービス

新規、増車契約又は他社満期契約がありましたら、お気軽にお申し付けいただければ見積書を作成いたします。(記:長谷川)

税務Q & A

別途積立金を取り崩して役員賞与を支給したいが...

企業を巡る収益環境は依然厳しいものがある。こうした状況を反映して会社では別途積立金を取崩して役員賞与を支給する場面がある。そこで問題となるのは税務上の取扱についてである。役員賞与は税務上「損金不算入」となっているため、その処理に苦慮している経営者は少なくない。税務上、役員賞与は原則として損金不算入となっていて別途積立金を取崩して役員賞与を支給したいとしても損金経理はされない。その際は所得金額の計算には影響はないが、会社の留保利益を減少させることとなる。そこで、税務上の処理として、当期利益のうち留保した利益の額を計算するには、別途積立金を取崩して支給した役員賞与の額を確定申告書の別表4で加算流出の処理をし、同時に減算留保とする。そして併せて別表5の別途積立金を減算欄で減算する必要がある。こうした処理方法をとれば支給するに問題は残らない。

消費税が変わります

個人事業者で従来免税事業者の方

	基準期間	課税期間での判定
従来免税業者	平成15年分の課税売上高 1,000万円以下	平成17年分免税事業者(届け出は不要)
		平成17年分課税事業者を選択できます (事前に「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必要です)
	平成15年分の課税売上高 1,000万円超 5,000万円以下	平成17年分課税事業者 (「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です)
簡易課税制度を選択できます (事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です)		
	平成15年分の課税売上高 5,000万円超	平成17年分課税事業者 (「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です)

*法人事業所で従来免税事業者の方は「平成15年分」を「平成15年3月以降到来する決算期分」に、「平成17年分」を「平成17年3月以降到来する決算期分」に、読みかえてください。